平成２３年（フ）第３１０号
釧路市鶴野東１丁目13番11号
債務者　椛澤千恵美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３１１号
釧路市春採６丁目６番５号
債務者　北原　京子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７２５号
川崎市川崎区藤崎４丁目20番１号
債務者　篠原　　勝
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５８号
岡山県瀬戸内市邑久町福元608番地319
債務者　岸本　裕章
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５５号
岡山市北区津島笹が瀬４番26号　暁セフティ株式会社別館102
債務者　射場　浩二
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２４２号
東京都港区東麻布１丁目13―２―702
債務者　木村　衣里
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２９５号
東京都品川区西五反田３丁目６―38―2013
債務者　水谷　利江
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３４２号
東京都江東区清澄３丁目１―12―202
債務者　釣谷美奈子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３４８号
東京都杉並区今川３丁目７―７―101
債務者　長谷川展司
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３４９号
東京都杉並区今川３丁目７―７―101
債務者　長谷川一枝
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３５０号
東京都大田区南蒲田２丁目13―７―201
債務者　柳下　晴朗
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３５９号
東京都大田区大森東５丁目12―７―104
債務者　福田　一盛
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３６５号
東京都江戸川区北小岩４丁目41―12―104
債務者　金井　優子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３６９号
埼玉県上尾市大字原市3336―３―２―405
債務者　佐藤　　博
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３７３号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目35―８―101
債務者　山内信一郎
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３７４号
千葉県いすみ市大野2584
債務者　原田亜由美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部